

龍ヶ崎市議会告示第4号

龍ヶ崎市議会請願及び陳情取扱規程を次のように定める。

令和8年9月28日

龍ヶ崎市議会議長 大野 誠一郎

龍ヶ崎市議会請願及び陳情取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍ヶ崎市議会に提出される請願及び陳情の取扱いに関し、龍ヶ崎市議会会議規則（昭和44年龍ヶ崎市議会規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(請願の提出)

第2条 請願は、原則としてA4判の用紙に必要事項を記載して提出するものとする。ただし、電子情報処理組織（規則第167条の2第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により提出する場合は、議長が指定する方式により提出するものとする。

2 請願は、複数の者が連名で請願を提出するときは、代表者を定めるものとする。この場合において、代表者の定めがないときは、それらの者のうち筆頭者を代表者とみなすものとする。

(紹介議員)

第3条 請願の紹介議員（以下「紹介議員」という。）は、請願の内容を十分に理解し、願意に賛成を表する者でなければならない。

2 紹介議員以外の議員は、請願が受理された後でも、紹介議員になることができる。ただし、定例会の開会日以後は、紹介議員になることはできない。

3 議長、副議長及び請願の付託先となる委員会に所属する議員は、紹介議員になることができない。

4 議員は、紹介議員となった後に委員の改選、所属する委員会の変更等により、議長、副議長又は請願の付託先となる委員会の委員に就任したときは、議長に文書で請願の紹介の取消しを申し出るものとする。

5 請願は、定例会の会議に付議された後に、紹介議員の死亡、辞職、退職若しくは失職又は紹介の取消しにより、紹介議員が一人もいなくなった場合でも、引き続き請願として取り扱うものとする。

(請願の付議)

第4条 定例会の招集告示日の前日（その日が龍ヶ崎市の休日を定める条例（平成元年龍ヶ崎市条例第25号）に規定する市の休日（以下この条において「市の休日」という。）に当たる場合は、その日前の直近の市の休日でない日）までに受理した請願は、当該定例会の会議に付議するものとし、その日以後に受理した請願は、次の定例会の会議において付議するものとする。

(陳情の取扱い)

第5条 第2条及び前条の規定は、陳情の取扱いについて準用する。

（陳情の審査）

第6条 議長は、前条の規定により準用する第4条の規定にかかわらず、受理した陳情が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、定例会の会議における付議の可否について議会運営委員会に諮ることができる。

- (1) 本市に住所又は所在地を有しない個人、団体等から提出された場合
 - (2) 郵送により提出された場合
 - (3) 特定の個人、団体等を誹謗中傷し、その名誉を毀損し、又は信用を失墜させるおそれがある場合
 - (4) 個人の秘密の暴露その他他人のプライバシーを侵害するおそれがある場合
 - (5) 法令又は公序良俗に反するおそれのある行為を求める場合
 - (6) 裁判等で係争中の事件に関するものである場合
 - (7) 個人的な事案又は私人間のみで解決すべき問題である場合
 - (8) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等の処分を求めるものである場合
 - (9) 趣旨、願意等が不明確で判然としないものである場合
 - (10) 既に願意が達成されているもの又は実現の見通しが明らかなものである場合
 - (11) 以前に採択した陳情と同一趣旨の陳情であって、その議決日から概ね1年を経過していないもので、かつ、陳情した内容の状況に変化がないと認められる場合
 - (12) 同一の陳情者が1つの定例会に2件以上の陳情を提出した場合における定例会の会議に付議すると認められる陳情のうち2件目以降のものである場合
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、定例会の会議に付議することが適当でないと認める場合
- 2 議長は、前項の規定により陳情を議会運営委員会に諮った場合において、議会運営委員会の審査の結果、定例会の会議に付議しないと決定したときは、定例会の会議において当該陳情の写しを議員に配布するものとする。

（補則）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。